第九条　法第百二十五条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十四条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が令第十四条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十条　法第百二十五条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十一条　法第百二十六条の規定による計画（次項において単に「計画」という。）の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。

2　前項の規定にかかわらず、計画を提出する年度の四月一日前に終了した直近の事業年度（以下「申請前事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合及び申請前事業年度の一事業年度前の事業年度（以下「申請前々事業年度」という。）に係るエネルギーの使用に係る原単位を申請前々事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合のいずれもが九十九パーセント以下である者は、計画を提出した日から五年を超えない範囲内で特定旅客輸送事業者が定める期間の終期の属する年度の六月末日まで（以下「計画期間」という。）に、様式第七による計画書一通を提出すれば足りる。ただし、計画期間の各年度の四月一日前に終了した直近の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位を当該事業年度の四事業年度前の事業年度に係るエネルギーの使用に係る原単位で除して得た割合を四乗根して得た割合が九十九パーセントを超える場合は、この限りではない。

（特定旅客輸送事業者の定期の報告）

第十二条　法第百二十七条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第八による報告書一通を提出してしなければならない。

第十三条　法第百二十七条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第百二十三条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（法第百三十条第一項の国土交通省令で定める者）

第十四条　法第百三十条第一項の国土交通省令で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一　自らが発行済株式の全部を有する株式会社又はこれに類する法人等

二　会社法（平成十七年法律第八十六号）第二条第三号に規定する子会社又はこれに類する法人等

三　財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和三十八年大蔵省令第五十九号）第八条第五項に規定する関連会社又はこれに類する法人等

第九条　法第六十八条第二項の国土交通省令で定める事項は、前年度の末日における令第十二条の表の中欄に掲げる輸送能力（以下この条において「輸送能力」という。）（次年度以降における輸送能力が同条の表の下欄に掲げる基準以上にならないことが明らかである場合にあっては、その旨及びその理由並びに前年度の末日における輸送能力）とする。

（特定旅客輸送事業者に係る指定の取消しの申出）

第十条　法第六十八条第三項の規定による申出は、様式第六による申出書一通を提出してしなければならない。

（特定旅客輸送事業者の中長期的な計画の提出）

第十一条　法第六十九条において準用する法第五十五条の規定による計画の提出は、毎年度六月末日までに、様式第七による計画書一通により行わなければならない。

（新設）

（特定旅客輸送事業者の定期の報告）

第十二条　法第六十九条において準用する法第五十六条第一項の規定による報告は、毎年度六月末日までに、様式第八による報告書一通を提出してしなければならない。

第十三条　法第六十九条において準用する法第五十六条第一項の国土交通省令で定める事項は、前年度における次に掲げる事項とする。

一・二　（略）

三　旅客の輸送に係るエネルギーの使用の合理化に関する法第六十六条第一項に規定する判断の基準の遵守状況及び電気の需要の平準化に資する措置に関する同条第二項に規定する指針に従って講じた措置の状況その他のエネルギーの使用の合理化等に関し実施した措置

四～六　（略）

（新設）